

鳥取県公報

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日又は
当分の翌日)

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町二丁目 鳥

取

県

(定価一冊二百円) (送料を含む。)

目次
告示 昭和四十一年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき許可をすべき皆伐面積の限度

告示

鳥取県告示第六百六十号

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の三第三項の規定により、昭和四十一年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

昭和四十一年十二月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

保安林の種類 同一の単位とされる保安林の所在場所
市郡名 町村名 大字名 字 名

水源かん養保安林	八頭郡のうち河原町及び郡家町を除く地域	若桜	六五八、 ^{ha} 四七	八頭地区
土砂流出防備保安林	八頭	智頭	〇、一二	若桜
千害防備保安林		船岡	三、三六	智頭
		用瀬	〇、四八	船岡
		船岡	一、五二	用瀬
		殿	〇、四〇	
		水口	〇、二八	
		赤波	一、三三	
			四、五二	
			一、四〇	

皆伐面積の
限度 単位区域名

喜才谷山	〇、二八
明見谷東平	一、三三
血見谷東平	四、五二
池ノ内下平	一、四〇

鳥取県告示第六百六十一号
 森林法施行令の一部を改正する政令附則第五項の規定により都道府県知事が期日を定める場合の基準を定める省令(昭和三十七年農林省令第四十二号)第二項の規定により、昭和四十一年度における保安林の立木の皆伐

による伐採につき森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。
 昭和四十一年十二月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

保安林の種類	市郡名	町村名	大字名	字	名	皆伐面積の限度	単位区域名
水源かん養保安林	鳥取	岩美	河原、郡家			六三、七八	鳥取地区
土砂流出防備保安林	鳥取	岩美				七八、九九	岩美
	鳥取	福部				五、八六	国府
	鳥取	国府				〇、三〇	福部
	鳥取					四三、二五	鳥取
	鳥取					一、三六	鳥取
干害防備保安林	日野	溝口				三、六二	西伯
	西伯	江府				四、三二	溝口
	西伯	大山				二、四四	江府
	西伯	宮内ほか				一一、一八	宮内、坊領
	西伯	赤松				〇、〇六	門野
	西伯	長田				二、二〇	孝靈山
	西伯	法勝寺				〇、八二	法勝寺
	西伯	伐株				〇、一〇	大谷奥

水源かん養保安林	倉吉	東郷				三五四、〇一	倉吉地区
土砂流出防備保安林	東郷	三朝				四一、七五	東郷
	東郷	三朝				一六、四九	三朝
	東郷	三朝				一七、八四	関金
	東郷	三朝				一四、八六	倉吉
	東郷	三朝				三、四五	東郷
	東郷	三朝				〇、三〇	志津
	東郷	三朝				〇、六一	栗尾
	東郷	三朝				〇、六六	大原
	東郷	三朝				〇、〇四	宮内
	東郷	三朝				〇、六五	大谷
	東郷	三朝				〇、〇八	槻下
	東郷	三朝				〇、〇五	金屋
	東郷	三朝				〇、七八	杉地
	東郷	三朝				六、三四	野田
	東郷	三朝				一、六一	福永
	東郷	三朝				三、四四	倉坂
	東郷	三朝				三三三、一八	米子地区
	東郷	三朝				四、〇二	大山
	東郷	三朝				〇、三七	中山
	東郷	三朝				〇、一〇	米子
	東郷	三朝				一、三二	会見
	東郷	三朝				四、六六	岸本

鳥取県公報

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

◇告 示 定例県議会の招集 次

告 示

鳥取県告示第六百六十八号

昭和四十一年十二月十二日定例県議会在鳥取市に招集する。

昭和四十一年十二月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

千害防備保安林	岩美	郡家	岩美	長谷	〇、六八	青谷
"	八項	河原	鹿野	〇	一、二、五六	鹿野
"	鳥取	郡家	郡家	〇	四、二八	河原
"	気高	鹿野	郡家	〇	六、五七	郡家
"	日野	鹿野	郡家	〇	三、〇四	長谷
水源かん養保安林	日野	日野、日南	高路	〇	一、五二	高路
土砂流出防備保安林	日野	日野	未用	〇	五、六、三〇	日野地区
"	日南	日南	水谷	〇	〇、六一	水谷
"					二、八五	日南

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

(定価一冊一圓月三圓年三圓)送料別当。